

産業廃棄物処分業許可証

住 所 鹿児島県曾於郡大崎町菱田1218番地48
氏 名 有限会社そおりサイクルセンター
(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 宮地光弘

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

鹿児島県知事 塩田康一



許可の年月日 令和6年12月28日
許可の有効年月日 令和11年12月27日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（圧縮）
産業廃棄物の種類
廃プラスチック類，金属くず
以上2種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

(2) 事業の区分

中間処理（破碎）
産業廃棄物の種類
木くず
以上1種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

(3) 事業の区分

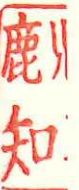
中間処理（燃料化）
産業廃棄物の種類
廃油
以上1種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

(4) 事業の区分

中間処理（石鹼化）
産業廃棄物の種類
廃油
以上1種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

(5) 事業の区分

中間処理（堆肥化）
産業廃棄物の種類
汚泥（有機性のものに限る。），廃油（動植物性のものに限る。），廃酸（アルコール発酵廃液に限る。），木くず，動植物性残さ，動物のふん尿
以上6種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）



(6) 事業の区分

中間処理（溶融・固化）

産業廃棄物の種類

廃プラスチック類

以上1種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 施設の種類：金属くずの圧縮施設

設置場所：鹿児島県曾於郡大崎町菱田字浜川原1218番48

設置年月日：平成11年8月1日

処理能力：4.5トン/日

(2) 施設の種類：廃油の石鹸化施設

設置場所：鹿児島県曾於郡大崎町菱田字浜川原1218番48

設置年月日：平成11年8月1日

処理能力：40キログラム/日

(3) 施設の種類：木くずの破碎施設

設置場所：鹿児島県曾於郡大崎町野方字角道段5478番

設置年月日：令和3年2月1日

処理能力：9.12トン/日

許可年月日：令和2年5月20日

許可番号：廃り第4-1号

(4) 施設の種類：木くずの堆肥化施設

設置場所：鹿児島県曾於郡大崎町野方字角道段5478番 外3筆

設置年月日：平成23年7月28日

処理能力：6.09トン/日

(5) 施設の種類：廃プラスチック類の圧縮施設

設置場所：鹿児島県曾於郡大崎町菱田字浜川原1218番48

設置年月日：平成29年3月27日

処理能力：12.9トン/日

(6) 施設の種類：廃プラスチック類の圧縮施設

設置場所：鹿児島県曾於郡大崎町菱田字浜川原1218番48

設置年月日：平成25年10月15日

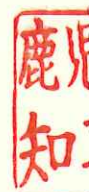
処理能力：3トン/日

(7) 施設の種類：廃プラスチック類の溶融・固化施設

設置場所：鹿児島県曾於郡大崎町菱田字浜川原1218番48

設置年月日：平成28年6月17日

処理能力：0.16トン/日



(8) 施設の種類：廃油の燃料化施設

設置場所：鹿児島県曾於郡大崎町菱田字浜川原1218番48

設置年月日：平成26年6月24日

処理能力：0.2立方メートル/日

(9) 施設の種類：木くずの破碎施設

設置場所：鹿児島県志布志市松山町尾野見字大段1973番4

設置年月日：平成27年8月24日

処理能力：8.64トン/日

許可年月日：平成26年12月5日

許可番号：廃り第4号の7

平成29年10月2日付け指令廃り第5号（譲受け許可）

(10) 施設の種類：汚泥，廃油，廃酸，木くず，動植物性残さ，動物のふん尿の堆肥化施設

設置場所：鹿児島県志布志市松山町尾野見字大段1973番3 外1筆

設置年月日：平成16年10月27日

処理能力：38.07トン/日

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

新規許可	平成16年12月28日	
変更届出	平成19年7月3日	法人の代表者を「梶井敬親」から「宮地光弘」に変更
更新許可	平成21年12月28日	
変更許可	平成24年2月3日	事業の区分に「中間処理（堆肥化）」を追加 事業の区分「中間処理（破碎）」の取り扱う産業廃棄物の種類に「木くず」を追加 事業の用に供する施設に「木くずの破碎施設」， 「木くずの堆肥化施設」を追加
変更届出	平成24年10月24日	事業の用に供する施設に「廃プラスチック類の圧縮施設」を追加 事業の用に供する施設「廃プラスチック類，金属くずの圧縮施設」を「金属くずの圧縮施設」に変更
変更届出	平成25年12月5日	事業の用に供する施設に「廃プラスチック類の圧縮施設」を追加
変更許可	平成26年2月6日	事業の区分に「中間処理（熔融・固化）」を追加 事業の用に供する施設に「廃プラスチック類の熔融・固化施設」を追加
変更届出	平成26年7月4日	事業の用に供する施設「廃油の燃料化施設」を更新
更新許可	平成26年12月28日	



変更届出	平成29年3月28日	事業の用に供する施設「廃プラスチック類の溶融・固化施設」を更新 事業の用に供する施設「廃プラスチック類の圧縮施設」の処理能力を「4.8トン/日」から「12.9トン/日」に変更
変更届出	平成29年10月2日	事業の用に供する施設に「木くずの破碎施設（譲受け許可）」を追加
変更許可	平成29年12月13日	事業の区分「中間処理（堆肥化）」の取り扱う産業廃棄物の種類に「汚泥（有機性のものに限る。）、廃油（動植物性のものに限る。）、廃酸（アルコール発酵廃液に限る。）、動植物性残さ、動物のふん尿」を追加 事業の用に供する施設に「汚泥、廃油、廃酸、木くず、動植物性残さ、動物のふん尿の堆肥化施設」を追加
変更届出	平成31年3月11日	事業の区分「中間処理（破碎）」の取り扱う産業廃棄物の種類の「金属くず（廃蛍光管に限る。）」を「金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に、「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光管に限る。）」を「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に変更
更新許可	令和元年12月28日	
変更届出	令和3年3月12日	事業の用に供する施設の「木くずの破碎施設（設置場所：鹿児島県曾於郡大崎町野方字角道段5478番外3筆）」を削除 事業の用に供する施設に「木くずの破碎施設（設置場所：鹿児島県曾於郡大崎町野方字角道段5478番）」を追加
変更届出	令和6年12月26日	事業の区分「中間処理（破碎）」の取り扱う産業廃棄物の種類の「金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリート及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」を削除 事業の用に供する施設の「金属くず、ガラスくず・コンクリート及び陶磁器くずの破碎施設」を削除
更新許可	令和6年12月28日	

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有・無